

# 特定医療費（指定難病）受給者証の更新手続きについて

現在お持ちの「特定医療費（指定難病）受給者証」の有効期間は令和6年10月31日までとなっております。引き続き受給者証が必要な場合には、以下の説明をご覧ください、必要な書類をそろえて管轄の保健所に申請をお願いします。

申請は、郵送または窓口にて受付けますが、混雑緩和のため可能な限り郵送で手続きくださいますようお願いいたします。

なお、山形市に住民票がある方は、従来通り、村山保健所に申請をお願いします。

## 1 提出期限 令和6年7月31日（水）（必着）

期限まで提出し、審査の結果、引き続き承認となった方については、受給者証を10月中旬から保健所より順次発送します。審査の都合により遅れることもありますのでご了承ください。

なお、期限まで提出されない場合は、受給者証を10月中に発送できないことがあります。

また、10月31日（木）までは更新の手続きが可能ですが、11月以降は新規申請となり、提出書類が異なりますのでご注意ください。

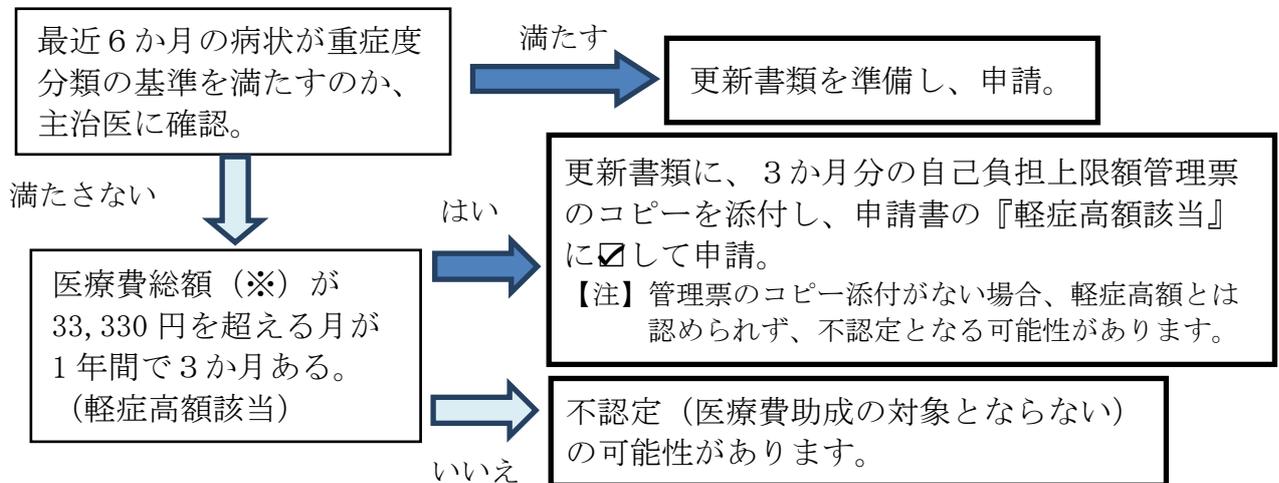
### 《注意事項》

○審査の結果、認定基準を満たさない場合には、不認定となります。

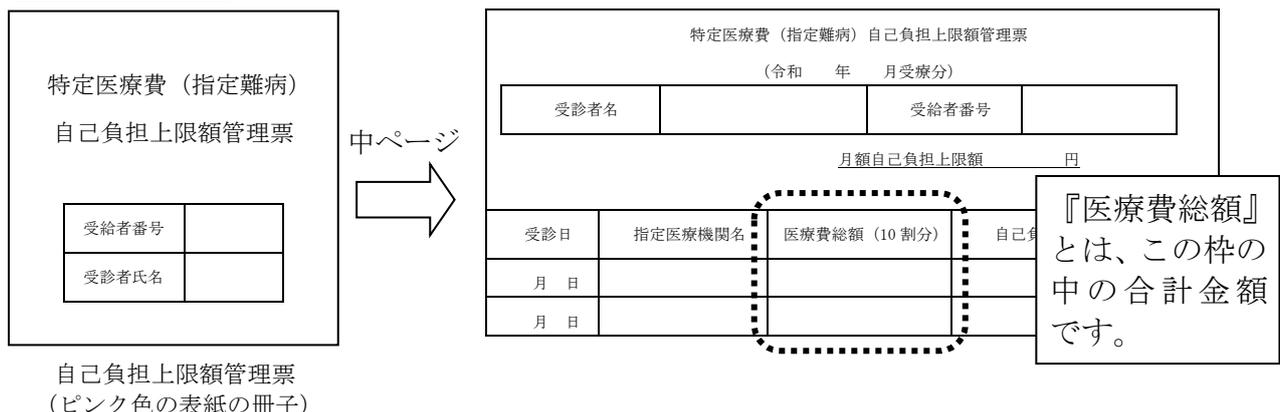
提出書類を準備する前に、基準を満たすか、主治医とよくご相談ください。

○認定基準を満たない場合でも、軽症高額として申請できる場合がありますので、下記フロー図でご確認をお願いします。

○不認定の場合には、「不認定通知書」を送付します。重症度分類の基準を満たさず、不認定となる場合の不認定通知書は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用申請を行う際に、記載されている指定難病にかかっていることの証明になりますので、この点も考慮の上、更新申請についてご検討ください。



※「医療費総額」とは特定医療費自己負担上限額管理票の「医療費総額（10割分）」欄のことです。



【裏面もご確認ください】

## 2 提出書類 (★印のある書類は、発行から3か月以内のものに限ります。)

※生活保護の受給停止または廃止になった場合は別途手続きが必要になります。必要書類が異なるので該当する方は保健所にお問い合わせください。

### (1) 全員に必要な書類

☑を入れながらご確認ください。

チェック	提出書類	留意事項
<input type="checkbox"/>	① 特定医療費（指定難病）支給認定申請書（裏面もあります。）	ア. あらかじめ印刷してある事項について確認してください。間違いや変更がある場合は、二重線を引いて訂正してください。 イ. 申請者欄や委任欄についてご記入ください。 ウ. 世帯員の状況についてご記入ください。 エ. 研究利用の同意欄は記入不要です。
<input type="checkbox"/>	② 指定難病の医療費助成・登録者証の申請における臨床調査個人票情報の研究等への利用についての同意書	ご記入ください。 上記①申請書の研究利用の同意欄に代わるものです。
<input type="checkbox"/>	③ 連絡票	ご記入ください。
<input type="checkbox"/>	④ 臨床調査個人票（診断書）★（記載日から3か月以内のもの）	難病指定医又は協力難病指定医である医師に記載を依頼してください。
<input type="checkbox"/>	⑤ 生活保護受給に係る証明書	担当のケースワーカーにご相談ください。

### (2) 下記に該当する方の必要な書類 (★印のある書類は、発行から3か月以内のものに限ります。)

チェック	必要な方	提出書類
<input type="checkbox"/>	「 <b>軽症高額</b> 」に該当する方（ <u>重症度を満たさない</u> 場合の認定特例）	・ひと月の「 <b>医療費総額</b> 」欄の合計が33,330円を超えた自己負担上限額管理票の写し 3か月分 ※更新申請を行う月を含めた12か月分を確認してください。 【例】更新申請を令和6年7月に行う場合 →対象期間は令和5年8月から令和6年7月です。
<input type="checkbox"/>	複数の指定難病で受給者証を持つ方	・更新が必要な指定難病の臨床調査個人票★
<input type="checkbox"/>	住所に変更があった方	・住民票謄本★
<input type="checkbox"/>	医療保険に加入している方	・医療保険者に対する照会の同意書 ・受診者、被保険者の医療保険証の写し ・令和6年度市町村民税所得課税証明書★ 【注】役場で入手できます。発行時期は各市町村で違いますが、ほとんどは6月中旬以降に発行されます。

## 3 申請書類の提出先・お問い合わせ先

村山保健所 子ども家庭支援課 保健支援担当 〒990-0031 山形市十日町1-6-6 ☎023-627-1203	最上保健所 保健企画課 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 ☎0233-29-1362
置賜保健所 子ども家庭支援課 保健支援担当 〒992-0012 米沢市金池7-1-50 ☎0238-22-3205	庄内保健所 子ども家庭支援課 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 ☎0235-66-5657

※山形市保健所では、指定難病医療費助成のお問い合わせは受けられませんので、山形市に住民票がある方は、「村山保健所」にお問い合わせください。

＜山形県健康福祉部障がい福祉課＞